

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 6 号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(佐賀県聴聞規則等の一部改正)

第 1 条 次の各号に掲げる規則の別表及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 佐賀県聴聞規則(平成 6 年佐賀県規則第 54 号)の様式第 1 号から様式第 14 号まで
 - (2) 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成 17 年佐賀県規則第 32 号)の様式第 9 号
 - (3) 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則(平成 26 年佐賀県規則第 90 号)の様式
 - (4) 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則(平成 10 年佐賀県規則第 51 号)の様式第 1 号(その 1)、様式第 1 号(その 2)、様式第 2 号第 1、様式第 2 号第 2、様式第 2 号第 3、様式第 2 号第 4、様式第 2 号第 5、様式第 3 号(その 1)、様式第 3 号(その 2)、様式第 4 号及び様式第 5 号
 - (5) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成 10 年佐賀県規則第 54 号)の様式第 13 号
 - (6) 佐賀県環境影響評価条例施行規則(平成 11 年佐賀県規則第 46 号)の様式第 1 号の 2 から様式第 8 号まで
 - (7) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 15 年佐賀県規則第 11 号)の別表第 1 及び別表第 2 並びに様式第 1 号から様式第 6 号まで、様式第 7 号その 1、様式第 7 号その 2、様式第 8 号から様式第 16 号まで、様式第 18 号から様式第 23 号まで、様式第 25 号から様式第 29 号まで、様式第 32 号及び様式第 33 号
 - (8) 栄養士法施行細則(昭和 49 年佐賀県規則第 21 号)の様式第 1 号から様式第 4 号まで
 - (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成 12 年佐賀県規則第 58 号)の様式第 9 号
 - (10) 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則(平成 12 年佐賀県規則第 29 号)の様式第 5 号から様式第 8 号まで
 - (11) 佐賀県青少年健全育成条例施行規則(昭和 52 年佐賀県規則第 43 号)の様式第 3 号から様式第 5 号まで
 - (12) 佐賀県第 1 種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成 30 年佐賀県規則第 26 号)の様式
 - (13) 浄化槽法施行細則(昭和 60 年佐賀県規則第 39 号)の様式第 1 号から様式第 3 号まで
 - (14) 佐賀県宅地建物取引業法施行細則(昭和 47 年佐賀県規則第 43 号)の様式第 2 号から様式第 7 号まで
 - (15) 佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成 22 年佐賀県規則第 4 号)の様式第 2 号及び様式第 4 号から様式第 7 号まで
- (佐賀県県税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 佐賀県県税条例施行規則(昭和 30 年佐賀県規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 8 第 2 項第 4 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第 17 条第 1 項」を「第

20条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則、食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則、浄化槽法施行細則及び佐賀県宅地建物取引業法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。